

こ成基第70号  
令和5年7月20日

都道府県  
各指定都市 保育所・認定こども園主管部（局）長 殿  
中核市

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

「保育所における感染症対策ガイドライン」の一部修正について

「保育所における感染症対策ガイドライン」について、下記のとおり一部修正します。  
貴職におかれては、本件の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村、保育関係者等への周知をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。

記

修正事項

- 「（参考）感染症対策に資する公表情報」において紹介している、「厚生労働省・経済産業省・消費者庁「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」」のHP掲載情報が修正されたため、該当箇所について当該修正を反映

主な修正箇所

95-96 ページ

- 3. モノに付着したウイルス対策 6. 亜塩素酸水  
・ <使用方法>に関する記載について下記下線部分を追記

<使用方法>

1. (略)
2. 清拭する場合、遊離塩素濃度 5ppm (5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm (10mg/L)) 以上の亜塩素酸水をペーパータオル等に染み込ませてから対象物を清拭（拭いた後数分以上置くこと。）してください。その後、水気を拭き取って乾燥させて下さい。
3. 浸漬する場合、対象物を遊離塩素濃度 5ppm (5mg/L) (※キッチン、バス、トイレなどには、遊離塩素濃度 10ppm (10mg/L)) 以上の亜塩素酸水に浸漬（数分以上浸すこと。）し、取り出した後に水気を拭き取って乾燥させてください。
4. (略)